国際社会と人権

Human Rights in the International Community



© UN/DPI #145618 by J. Isaac

世界人権宣言

第一条

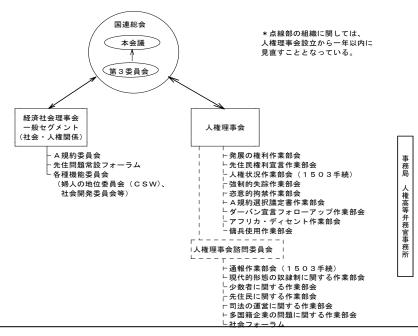
すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

1. 国連における人権保護・促進メカニズムとは?

国連憲章第一条は人権及び基本的自由の尊重を国連の目的として掲げており、国連は、世界の人権問題への対処、国際的枠組における人権保護・促進に、設立以来取り組んできました。また、2005年9月の国連首脳会合では、安全保障、開発と並んで人権が国連の主要な活動の一つとして改めて認知され、国連における人権主流化の機運が高まっています。この流れをうけ、2006年3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に替えて人権理事会が設立されました。



国連の人権保護・促進へのアプローチ

(1)人権フォーラムの運用

国連には人権にかかわるテーマや機能毎に、様々な委員会、作業部会が存在します。これらは決議の採択を通じた相互監視、意思形成の場、また、各国代表団や専門家が各種宣言の策定や調査を行う場となっています。

(2)人権関連文書の法典化

1948年12月10日に採択された世界人権宣言を皮切りに、国連では多くの人権文書・人権条約が策定されてきました。現在主要人権条約と呼ばれるものは6つあり、その他、障害者の権利や強制的失踪についても条約化に向けて議論が行われています。

◇国連総会(第3委員会)◇

時期:毎年10~11月

会期:8週間

場所:国連本部(ニューヨーク) メンバー:国連全加盟国(191カ国)

決議数:60本前後/年

概略

国連総会が扱う問題は多岐にわたっており、その 多くは総会の6つの委員会(第1~第6委員会)で議 論が行われます。そのうち、人権・社会問題を扱う のが第3委員会です。

第3委員会では、各国が公式演説を行う一般討論が実施されます。また、「人権と基本的自由の効果的享受」、「女性の地位向上」といった議題の下、テーマ別決議や、国別人権状況決議が採択されます。決議に拘束力はありませんが、決議の積み重ねによって、国際社会の意思や規範が形成されていきます。

一般的に人権分野の決議は、総会第3委員会で 採択されたのち総会本会議に提出されます。総会 本会議で再度採択されると、総会決議となります。

◇経済社会理事会◇

時期: 毎年7月

会期:4週間

場所:国連本部(ニューヨーク)と国連欧州本部

(ジュネーブ)で年毎に交互に開催

メンバー:総会により選挙される54カ国

概略

国連憲章第10章に基づき、国連の主要機関の一つとして設置されています。その任務・活動は、経済、社会、文化、教育、保健などの分野の国際事項について研究と報告を行い、国連総会、国連加盟国及び関係専門機関に勧告を行い、国連総告によって専門機関の活動を調整することにあります。また、人権及び基本的自由の尊重・遵守を助長するために、勧告を行うこともできます。経済社会理事会の下には、下部機関として、婦人の地位委員会、社会開発委員会等の機能委員会や、NGO委員会等の常設委員会等の地域経済委員会が設置されており、特定のテーマをめぐって専門的な議論が行われています。



© UN Photo #une3960 by Eskinder Debebe

◇人権理事会◇

会期:一年を通じて定期的に会合し、少なくとも年3回合計10週間以上の会合を持つ。 場所:国連欧州本部(ジュネーブ)

メンバー:47カ国

沿革

2005年9月の国連首脳会合において設立が基本合意され、2006年3月15日に国連総会で採択された「人権理事会」決議により、国連総会の下部機関としてジュネーブに設置されました。国連における人権の主流化の流れの中で、国連として人権問題への対処能力強化のため、従来の人権委員会に替えて新たに設置されたものです。

理事会は47ヶ国で構成され、その地域的配分は、アジア13、アフリカ13、ラ米8、東欧6、西欧7です。総会で全加盟国の絶対過半数で直接かつ個別に選出され、任期は3年、連続二期を務めた直後の再選は不可となっています。また、総会の3分の2の多数により、重大な人権侵害を行った国の理事国資格を停止することができます。

主な任務

- ・人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告
- 大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告
- ・人権分野の協議・技術協力・人権教育等
- ・人権分野の国際法の発展のための勧告
- ・各国の人権状況の普遍的・定期的なレビュー(理事国は任期中に右を受ける)
- ・総会への年次報告書の提出

人権委員会と人権理事会の相違点

	人権委員会	人権理事会
会期	6週間(3~4月)	少なくとも年3回、合計10週間以上 (一年を通じて定期的に会合)
場所	国連欧州本部(ジュネーブ)	国連欧州本部(ジュネーブ)
ステータス	経済社会理事会の機能委員会 (1946年経済社会理事会決議により設立)	総会の下部機関 (2006年総会決議により設立)
理事国数	53カ国	47カ国
地域配分	アジア12、アフリカ15、ラ米11、東欧5、西欧10	アジア13、アフリカ13、ラ米8、東欧6、西欧7
選挙方法	経済社会理事会で出席しかつ投票する国の過半数 により選出	総会で全加盟国の絶対過半数により直接かつ個別に選出
任期	3年(再選制限なし)	3年(連続二期直後の再選は不可)
その他	○委員国の過半数の合意により特別会期の開催可能。	〇総会の3分の2の多数により、重大な人権侵害を行った理事国資格を停止可能。 〇理事国の3分の1の要請により特別会期の開催可能。

◇国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)◇

人権高等弁務官事務所は、1993年の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」に基づいて創設された国連人権高等弁務官(現職はアルブール元カナダ連邦最高裁判所判事)を長とし、国連事務局の人権担当部門として機能しています。

同事務所は、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の促進、人権に係る国際的基準の普遍的実施等の促進などを任務とし、ジュネーブの本部のほか、ニューヨークに連絡事務所、世界約40ヶ国・地域に事務所その他のフィールド・プレゼンスを有し、技術協力の提供等、人権状況の改善に向けて努力しています。

また、同事務所は、人権理事会、各種条約委員会等の事務局としても活動しており、委員会で採択された決議の要請に基づき、各国の人権状況や各種人権の現状等に関する研究や報告書の作成、専門家への支援等も行っています。



© UN/DPI Photo #186878 by P. Klee



© UN Photo #87717 by Ky Chung

人権フォーラムにおける決議の採択

国連の人権フォーラム(総会第3委員会、人権理事会、経済社会理事会等)では、毎年数多くの決議が採択されています。これらの決議は、安全保障理事会の決議等とは異なり拘束力はありませんが、世界の人権問題に対する国際社会の意思形成、相互監視、規範構築の手段として、人権の保護・促進において重要な役割を果たしています。

決議には、特定の国の人権状況に着目した国別人権状況決議と特定のテーマに着目したテーマ別人権状況決議があります。

決議が成立するには、多くの場合、まず主提案国と呼ばれる当該決議のイニシアチブ(草案作成、各国への根回し等を実施)をとる国が非公式協議を開催します。各国は主に非公式協議で決議案の文言交渉を行い、決議案は一定の期日までに事務局へ提出されます。加盟国は、決議の内容が当該国の立場・政策と基本的に合致する場合、共同提案国となることもあり、また、内容や性質に応じて決議への態度(賛成/反対/コンセンサス参加/棄権等)が決まります。

決議の採決は、一般に会期の後半にまとめて行われます。コンセンサスが成立しない場合は、 投票にかけられ、時にはノーアクション動議という、決議案の採決を行わないという提案が投票 にかけられることもあります。

決議の成立にはコンセンサスの成立又は賛成多数が必要になります。

2. 国連の場で策定された人権条約とその主な条文とは?

1948年12月10日に国連総会で採択された世界人権宣言を契機に、国連では様々な人権文書・条約が策定されてきました。現在、主要人権条約と呼ばれるものは6つあり、様々な観点から締約国に対し人権保護を要請しています。その他、障害者権利条約や強制的失踪に関する条約等の条約化についても、各国間で議論が行われています。また、各条約には、締約国による条約の履行状況を監視する、専門家からなる条約委員会が存在し、定期的に締約国が提出する政府報告の審査を実施しています。この政府報告審査制度は、国際社会において人権を保護し、促進していくためのメカニズムとして、政府間の人権フォーラムでの活動と並んで重要な役割を果たしています。

①経済的、社会的及び文化的権利に関する 国際規約 (通称:社会権規約、A規約)

労働基本権、社会保障等に関する権利、教育及び文化活動に関する権利等の保障を内容としており、1966年に採択、1976年に発効しました。A規約に定められる権利は、国の積極的な政策が必要とされるものが中心となっており、「漸進的に達成」するための行動をとることを約束すると規定されています。日本は1979年に締結しました。

A規約の条約委員会は、経済社会理事会の下部組織として位置づけられており、18名の個人資格の専門家により構成されています。

第六条一項

この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む。

第十五条

この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。 (a) 文化的な生活に参加する権利

(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利(c) 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

②市民的及び政治的権利に関する国際規約 (通称:自由権規約、B規約)

思想・良心・宗教の自由、表現の自由、身体の自由、集会・結社の自由、移動の自由、参政権等、自由権的権利の保障を内容としています。1966年に採択、1976年に発効し、日本は1979年に締結しました。

B規約の条約委員会は、18名の個人資格の専門家により構成されています。

第六条一項

すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

第十九条一項

すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権 利を有する。

第二十六条



© UN Photo #19889 by G. Pirozzi

③女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (通称:女子差別撤廃条約)

女子に対する差別が、権利の平等の原則 および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社 会と家族の繁栄の増進を阻害するものであ るとの考えのもとに、各締約国が男女の完 全な平等の達成を目的として、女子に対す るあらゆる差別を撤廃するために必要な措 置をとることを内容としています。1979年 に採択、1981年に発効し、日本は1985 年に批准しました。

女子差別撤廃委員会は23名の個人資格 の専門家により構成されています。

 \circ

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び 女子の売春からの搾取を禁止するためのすべ ての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第十五条二項

総、同るのの、結るしを判べ子扱約民一も能機締しこて与所てをうはに法とをを国びに子るお段子と明的し行をを国びに子るお段子を見ば、使え、東京をたる。約管子のし続いにみるお段子に男をたる。約管子のし続いに対子与、同特を理に権、のて取対子与、同特を理に権、のて取



© UN Photo #77101 by Evan Schneider

4児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童についても保障し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した条約です。1989年に採択、1990年に発効し、日本は1994年に批准しました。

また、2004年、日本は同条約の議定書である「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を、2005年に「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を締結しました。

児童の権利委員会は、18名の個人資格 の専門家により構成されています。

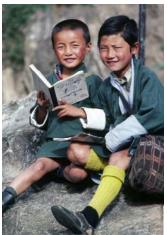
第六条

一、締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

二、締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の 範囲において確保する。

第十二条

一、締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童 がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由 に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合に



© UN Photo # 79064 by John Isaac

おそ熟慮二特ぼびてに直くてえいの度さ、にす行、合接は強取って、単年でのめらいの当時相と、影司続手は強取るのといるの自らゆ大方で、一度になるのはいの手の方のといるが、影司続手法理体機の意及応す児響法に続に人を会をしたが、といいのでは、いいので

⑤あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(通称:人種差別撤廃条約)

人権及び基本的自由の平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としており、1965年に採択され、1969年に発効しました。日本は1995年に締結しています。

人種差別撤廃委員会は18名の個人資格の専門家により構成されています。

 \bigcirc

第一条一項

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

第二条一項

締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の 人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促 進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとるこ とを約束する。

第七条

締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。

⑥拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 (通称:拷問等禁止条約)

「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が「拷問」を刑法上の犯罪とすることや、そのような犯罪を国際的な引き渡し犯罪とすること、また、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い等が公務員等により行われることを防止することなどについて定めている条約です。本条約は、1984年に採択され、1987年に発効しました。日本は1999年に締結しています。

拷問の禁止に関する委員会は10名の個人 の資格の専門家により構成されています。

 \bigcirc

第一条一項

第二条

一.締約国は、自国の管轄の下にある領域内において 拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立 法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。 二. 戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定又は他の公 の緊急事態であるかどうかにかかわらず、いかなる例 外的な事態も拷問を正当化する根拠として援用するこ とはできない。

三. 上司又は公の機関による命令は、拷問を正当化する根拠として援用することはできない。

人権尊重を基本目的の一つに掲げる国連の設立から60年が経過し、国際社会には様々な人権保護・促進メカニズムが存在しています。

しかし、人々の生命・自由にかか わる深刻な人権侵害は、多様な形で 依然として世界各地に存在し、人権 問題は国際社会が真摯に取り組むべ き課題であり続けています。

日本も、既存の人権メカニズムを 活用し、また、その発展に寄与しつ つ、国際社会における人権問題に積 極的に取り組んでいきます。



For further information...

外務省ホームページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/

国連ホームページ

http://www.un.org/

国連人権高等弁務官事務所ホームページ

http://www.ohchr.org/

発行 外務省国際社会協力部人権人道課 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 03-3580-3311(代)

2006年 発行